



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年11月25日金曜日 第1714号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....1185
 指定医療機関の所在地名の変更.....1185
 指定医療機関の廃止の届出.....1186
 指定介護機関の廃止の届出.....1186
 介護機関（居宅介護事業者）の指定.....1186
 指定介護機関（居宅介護事業者）の変更（2件）.....1187
 指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....1187
 施術機関の指定.....1188
 大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....1188
 市営土地改良事業の施行の同意.....1188
 家畜伝染病予防法第52条に基づく報告の徴求について.....1188
 道路の供用開始（県道壬生川新居浜野田線）.....1192
 道路の区域変更（県道今治丹原線）.....1192
 道路の供用開始（ " ）.....1192
 道路の区域変更（県道大西波止浜港線）.....1192
 道路の供用開始（県道岩城弓削線）.....1192
 道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....1193
 道路の区域変更（県道舌間八幡浜線）.....1193
 道路の区域変更（県道河辺小田線）.....1193
 道路の供用開始（県道内子河辺野村線）.....1193
 道路の区域変更（一般国道379号）.....1194
 道路の位置の指定.....1194

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）.....1194
 砂利採取業務主任者試験の合格者の発表.....1194

教育委員会規則

教育委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則.....1195

公安委員会規則

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則.....1195

選挙管理委員会告示

衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨（3件）.....1197

告 示

○愛媛県告示第2062号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

○愛媛県告示第2063号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の所在地名が、次のように変更された。
 平成17年11月25日

平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年 月 日
グリーン薬局	有限会社 しみず調剤薬局	八幡浜市五反田1番耕地1055	平成17年 9月1日
ソフィー薬局	有限会社 せいどう	八幡浜市384番地	平成17年 10月1日
つだ眼科ピコリック	津田泰彦	西条市樋之口436-8	平成17年 10月1日
中浦診療所	水野伸二	南宇和郡愛南町中浦1268-1	平成17年 11月1日
耳鼻咽喉科・整形外科加藤医院	加藤専治	今治市風早町二丁目1-3	平成17年 10月1日
今治プリポート薬局	株式会社 プリポート薬局	今治市石井町四丁目7-20	平成17年 11月1日
市立宇和島病院	宇和島市	宇和島市御殿町一番1号	平成17年 8月1日
宇和島市国民健康保険遊子診療所	宇和島市	宇和島市遊子3627番地	平成17年 8月1日
宇和島市国民健康保険下波診療所	宇和島市	宇和島市下波2952番地4	平成17年 8月1日
宇和島市国民健康保険蔭淵診療所	宇和島市	宇和島市蔭淵1119番地	平成17年 8月1日
宇和島市国民健康保険戸島診療所	宇和島市	宇和島市戸島2014番地	平成17年 8月1日
宇和島市国民健康保険日振島診療所	宇和島市	宇和島市日振島1729番地	平成17年 8月1日
宇和島市国民健康保険嘉島診療所	宇和島市	宇和島市戸島3981番地	平成17年 8月1日
宇和島市国民健康保険九島診療所	宇和島市	宇和島市百之浦1362番地1	平成17年 8月1日
宇和島市国民健康保険日振島診療所能登出張所	宇和島市	宇和島市日振島411番地	平成17年 8月1日
宇和島市国民健康保険日振島診療所喜路出張所	宇和島市	宇和島市日振島3310番地	平成17年 8月1日
福田医院	医療法人福寿会	西条市丹原町願連寺278番地	平成17年 6月1日
米湊わたなベクリニック	渡邊英次	伊予市米湊1477番1	平成17年 11月1日
レデイいよ米湊調剤薬局	株式会社 レデイ薬局	伊予市米湊1372番地1	平成17年 11月1日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地名		変更年月日
		旧	新	
芳我外科医院	芳我資生	喜多郡内子町内子甲935-2	喜多郡内子町内子1721	平成15年5月2日

○愛媛県告示第2064号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。
平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
グリーン薬局	有限会社大洲調剤	八幡浜市五反田一番耕地1055	平成17年9月1日
多田外科医院	多田圭三	四国中央市上分町370	平成17年9月21日
加藤病院	加藤専治	今治市風早町二丁目1番地の1	平成17年10月1日
市立宇和島病院	宇和島市	宇和島市御殿町一番1号	平成17年8月1日
宇和島市国民健康保険遊子診療所	宇和島市	宇和島市遊子3627	平成17年8月1日
宇和島市国民健康保険下波診療所	宇和島市	宇和島市下波2952-4	平成17年8月1日
宇和島市国民健康保険蔭淵診療所	宇和島市	宇和島市蔭淵1119	平成17年8月1日
宇和島市国民健康保険戸島診療所	宇和島市	宇和島市戸島2014	平成17年8月1日
宇和島市国民健康保険日振島診療所	宇和島市	宇和島市日振島1729	平成17年8月1日

宇和島市国民健康保険嘉島診療所	宇和島市	宇和島市戸島3981	平成17年8月1日
宇和島市国民健康保険九島診療所	宇和島市	宇和島市百之浦1362	平成17年8月1日
宇和島市国民健康保険日振島診療所能登出張所	宇和島市	宇和島市日振島411番地	平成17年8月1日
宇和島市国民健康保険日振島診療所喜路出張所	宇和島市	宇和島市日振島3310番地	平成17年8月1日
白石皮膚泌尿器科	白石哲朗	新居浜市西の土居町二丁目5-2	平成16年9月17日
福田医院	福田正夫	西条市丹原町願連寺278	平成17年6月1日

○愛媛県告示第2065号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
町立吉田総合病院	吉田町	北宇和郡吉田町北小路甲217番地	平成17年7月31日

○愛媛県告示第2066号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。
平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
有限会社ほほえみ	新居浜市船木字上長野甲581-2	デイサービスほがらか	新居浜市船木字上長野甲581-2	平成17年9月26日
有限会社ほほえみ	新居浜市船木字上長野甲581-2	グループホーム微笑の家	新居浜市船木字上長野甲581-2	平成17年9月26日
有限会社ほほえみ	新居浜市船木字上長野甲581-2	有限会社訪問介護サービスほほえみ	新居浜市船木字上長野甲581-2	平成17年9月28日
株式会社ジェイコム	西条市氷見丙444番地1	ヘルパーステーションまなへ	西条市氷見丙477番地	平成17年9月1日
株式会社ニューフロンティア	松山市宮西二丁目3番7	グループホーム太陽	西予市野村町阿下6号588番地	平成17年9月27日
フジケア株式会社	西条市下島山甲1384番地	デイサービスセンターひうち	西条市下島山甲1384番地	平成17年10月21日

宇田タクシー株式会社	四国中央市三島中央四丁目 2番21号	宇田介護サービス事業所	四国中央市三島中央四丁目 2番21号	平成17年10月18日
------------	-----------------------	-------------	-----------------------	-------------

○愛媛県告示第2067号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の名称が次のように変更された。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10 番1号	（変更後） 株式会社コムスン伊予米湊 ケアセンター	伊予市米湊975-4亀井店 舗1階南側	平成17年9月1日
		（変更前） 株式会社コムスン中予ケア センター		

○愛媛県告示第2068号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
有限会社ユアーズ・ケア	松山市東方町甲1811番地4	ユアーズ・ケア訪問看護ス テーション	（変更後） 伊予郡砥部町高尾田684- 1白形ビル201号	平成17年9月2日
			（変更前） 伊予郡砥部町高尾田994- 1天王ハイツ220号	
介護サービス野の花有限会 社	北宇和郡鬼北町内深田1248 番地2	介護サービス野の花有限会 社	（変更後） 北宇和郡鬼北町内深田1248 番地2	平成17年8月1日
			（変更前） 宇和島市柿原41-1	

○愛媛県告示第2069号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届け出があった。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の 名称	主たる事務所の 所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
吉田町	北宇和郡吉田町大字東小路 甲70	町立吉田総合病院	北宇和郡吉田町大字北小路 甲217番地	平成17年7月31日
津島町	北宇和郡津島町岩松甲471	町立津島病院	北宇和郡津島町大字高田丙 15番地	平成17年7月31日
河野文子	八幡浜市保内町宮内2番耕 地66	河野歯科医院	八幡浜市保内町宮内2番耕 地66	平成17年4月13日
大串春夫	新居浜市垣生一丁目5-49	垣生診療所	新居浜市垣生一丁目5-49	平成13年5月1日

○愛媛県告示第2070号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、施術機関を次のように指定した。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

施術機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
さいとう整骨院	齊藤良一	新居浜市郷一丁目8番	平成17年 9月29日

○愛媛県告示第2071号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ラ・ムー西条東予店
西条市周布 667 - 1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ユーエフジェイセントラルリース株式会社
名古屋市中区栄一丁目24番15号
代表取締役社長 田中一好
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大黒天物産株式会社
岡山県倉敷市堀南 704 番地 5
代表取締役社長 大賀 昭司
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年7月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,037平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
73台
イ 駐輪場の収容台数
63台
ウ 荷さばき施設の面積
85.25平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
63.25立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

2 届出年月日

平成17年10月31日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに西条市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第2072号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、松山市から協議のあった市営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・庄地区）の施行に平成17年11月16日同意した。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第2073号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第52条の規定に基づき、次のとおり報告を求める。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザのまん延防止のため

2 報告すべき者の範囲

飼養羽数が1,000羽以上の鶏、あひる、うずら及び七面鳥の農場の所有者

3 報告すべき事項

農場における毎月の第1月曜日から末日（同日が日曜日でないときは、翌月の第1日曜日）まで（第1回目の報告にあっては、平成17年11月7日（月）から同年12月4日（日）まで）の次に掲げる事項

(1) 飼養羽数

- (2) 死亡羽数
- (3) 鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無
- 4 報告書の提出期限
翌月の10日（同日が愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、当該県の休日の直前の県の休日でない日）まで（第1回目の提出にあつては、平成17年12月9日（金）まで）（必着）
- 5 報告書の提出方法
持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、別記様式によること。
- 6 報告書の提出先
農場の所在地を管轄する別表に掲げる家畜保健衛生所の長
- 7 その他必要な事項
鳥インフルエンザの可能性を否定できない事態が生じた場合には、直ちに連絡すること。

別表(6関係)

提 出 先	農場の所在地
愛媛県西条家畜保健衛生所 〒793 0072 西条市氷見乙2025番地 電話番号 0897 57 9122 ファクシミリ番号 0897 57 9155 電子メール sai katiku@pref.ehime.jp	新居浜市、西条市及び四国中央市
愛媛県今治家畜保健衛生所 〒794 0026 今治市別宮町九丁目1番50号 電話番号 0898 22 0430 ファクシミリ番号 0898 22 0438 電子メール ima katiku@pref.ehime.jp	今治市及び越智郡
愛媛県中央家畜保健衛生所 〒791 3133 伊予郡松前町昌農内641番地 電話番号 089 984 1440 ファクシミリ番号 089 984 9795 電子メール cyuo katiku@pref.ehime.jp	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡
愛媛県八幡浜家畜保健衛生所 〒796 8010 八幡浜市五反田1番耕地18番3 電話番号 0894 22 0328 ファクシミリ番号 0894 22 0343 電子メール yaw katiku@pref.ehime.jp	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡
愛媛県宇和島家畜保健衛生所 〒798 0020 宇和島市高串字丁田1番耕地 電話番号 0895 22 1294 ファクシミリ番号 0895 22 9316 電子メール uwj katiku@pref.ehime.jp	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡

別記様式（5 関係）

家畜伝染病予防法第52条に基づく報告徴求命令に対する報告

年 月 日

家畜保健衛生所長 殿

報告者住所
氏名
連絡先 電話
FAX
電子メール

農場所在地

農場（ 年 月分報告）

項 目		内 容	備 考
第 週 (月 日~ 月 日)	飼 養 羽 数	羽	
	死 亡 羽 数	羽	
	鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし	(「あり」の場合は、その態様)
第 週 (月 日~ 月 日)	飼 養 羽 数	羽	
	死 亡 羽 数	羽	
	鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし	(「あり」の場合は、その態様)
第 週 (月 日~ 月 日)	飼 養 羽 数	羽	
	死 亡 羽 数	羽	
	鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし	(「あり」の場合は、その態様)
第 週 (月 日~ 月 日)	飼 養 羽 数	羽	
	死 亡 羽 数	羽	
	鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし	(「あり」の場合は、その態様)
第 週 (月 日~ 月 日)	飼 養 羽 数	羽	
	死 亡 羽 数	羽	
	鳥インフルエンザの可能性を否定できないような状況の有無	あり なし	(「あり」の場合は、その態様)

- 注1 週の区分は、月曜日から日曜日までとすること。
- 2 飼養羽数の備考の欄には、月ごと又は週ごとの産卵率の推移等を含む健康状態についての特記事項を記載すること。
- 3 死亡羽数の備考の欄には、通常の死亡率と比較して変動が認められるか、死亡日齢、発生鶏舎等に偏りが認められるか等についての特記事項を記載すること。

○愛媛県告示第2074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	壬生川新居浜野田線	西条市小松町新屋敷字元和甲990番5から 同町新屋敷字元和甲978番5まで	平成17年11月25日

○愛媛県告示第2075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	今治丹原線	今治市朝倉南甲208番から 同市朝倉南甲171番1地先まで	旧	メートル 4.5～9.0 14.5～23.2	キロメートル 0.263 0.252	
			新	14.5～23.2	0.252	

○愛媛県告示第2076号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治丹原線	今治市朝倉南甲218番1地先から 同市朝倉南甲171番1地先まで	平成17年11月25日

○愛媛県告示第2077号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	大西波止浜港線	今治市大西町九王甲2420番から 同市大西町新町甲872番14まで	旧	メートル 13.5～23.0	キロメートル 0.089	
			新	13.5～30.0	0.089	

○愛媛県告示第2078号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	岩城弓削線	越智郡上島町生名73番地先から 同町生名63番地先まで	平成17年11月25日

○愛媛県告示第2079号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	八幡浜市保内町広早329番5から 同町広早360番1まで	旧	メートル 8.8~16.2	キロメートル 0.148	
			新	7.2~20.0	0.148	

○愛媛県告示第2080号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	舌間八幡浜線	八幡浜市栗野浦530番1から 同市栗野浦502番4まで	旧	メートル 4.3~12.3	キロメートル 0.270	
			新	10.2~47.0	0.270	

○愛媛県告示第2081号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	河辺小田線	大洲市河辺町川崎2420番	旧	メートル 4.2~5.2	キロメートル 0.025	
			新	15.5~18.5	0.025	

○愛媛県告示第2082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年11月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	内子河辺野村線	西予市野村町惣川2010番4から 同町惣川2013番3まで	平成17年11月25日

○愛媛県告示第2083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
一般国道	379号	喜多郡内子町大瀬東2584番から 同町大瀬東2800番まで	旧	メートル 4.5～7.0 18.0～58.0	キロメートル 0.756 0.748	
			新	12.6～38.2	0.742	

○愛媛県告示第2084号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

- 四国中央市寒川町字原口2016番4
- 2 申請人の住所氏名
四国中央市中曾根町1781番地3
日新商事株式会社 代表取締役 吉岡 豊彦
- 3 図面省略

1 道路の位置

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年11月15日	特定非営利活動法人 ユニバーサルクリエート	北野賢三	愛媛県松山市本町六丁目6番地7	この法人は、障がい者等に関する環境整備、教育、就労等に関する支援事業を行い、もって、ユニバーサル社会の形成に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年11月15日	特定非営利活動法人 えひめ福祉移動サービス支援センター	高塚政生	愛媛県松山市三町二丁目5番37号	この法人は、援助が必要な高齢者や障害者、歩行困難者等の移動を支援する交通ボランティア及び団体または福祉交通事業（要介護者、身障者及び歩行困難者の移動サービス事業）に係わる法人の活動を支援することによって、住民参加と助け合い精神のもとに、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

○公 告

砂利採取業務主任者試験の合格者の発表について

平成17年11月11日に実施した砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。
平成17年11月25日

愛媛県知事 加戸守行

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
9	12	14	19
22	24	27	29

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第12号

教育委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成17年11月25日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

教育委員会等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年愛媛県条例第15号）の規定に基づき教育委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、法令又は条例等に特別の定めのある場合を除くほか、知事等に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年愛媛県規則第26号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第11号

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則を次のように定める。

平成17年11月25日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則

（個人情報の保護）

第1条 公安委員会が取り扱う個人情報の保護に関し必要な事項については、知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成14年愛媛県規則第1号）の規定の例による。ただし、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号。以下「条例」という。）第7条第1項の個人情報取扱事務登録簿の様式は、個人情報取扱事務登録簿（別記様式）のとおりとする。

（職の指定）

第2条 条例第17条第2項第1号ウの公安委員会規則で定める職は、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する警察官以外の職員をもって充てる職とする。

（補則）

第3条 この規則に定めるもののほか、条例の実施に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別記様式（第1条関係） 個人情報取扱事務登録簿

事 務 の 区 分		全所属共通 警察本部関係所属・各警察署共通 警察本部所属固有		警察本部所属共通 警察署共通		
登 録（ 変 更 ） 年 月 日		年 月 日（ 年 月 日変更）				
個人情報取扱事務を所管する 組織の名称		登 録				
		保 有				
個人情報取扱事務の名称						
個人情報取扱事務の目的						
根 拠 法 令 等						
個人情報の対象者の範囲						
個人 情報 の 記 録 項 目	基 本 的 事 項	識別番号	氏名	性格	生年月日・年齢	
	心 身 の 状 況	住所	電話番号	国籍・本籍	その他（ ）	
	家 庭 生 活	家族状況	親族関係	婚姻歴	居住状況	
	社 会 生 活	その他（ ）	職業・職歴	学業・学歴	成績・評価	資格
	資 産 ・ 収 入	賞罰	趣味・し好	その他（ ）		
	思 想 、 信 条 等	資産状況	収入状況	納税状況	公的扶助	
	そ の 他	取引状況	その他（ ）			
個人情報の収集先		個人情報 の本人以外（愛媛県個人情報保護条例第8条第2項第 号該当）				
		個人情報 の本人以外 の区分	他の実施機関 民間・私人	他の官公庁 その他（ ）		
		実施機関内部での利用				
個人情報の目的外の利用及び 提供の状況		有（愛媛県個人情報保護条例第9条第 号該当） 無				
		提 供 先	実施機関内部 民間・私人	他の実施機関 その他（ ）	他の官公庁	
個人情報の主な処理形態		電子計算機処理 （オンライン結合による提供 有 無） 手作業処理				
外部委託の有無		有（委託内容名 ） 無				
備 考						

注 のある欄は、該当する の中を塗りつぶすこと。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第78号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成17年11月25日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成17年9月11日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

第1区	24,862,100円
第2区	25,814,800円
第3区	23,221,700円
第4区	22,920,900円

3 報告書の要旨

第1区

候補者氏名	岡 靖	所属党派	無 所 属	期 間 平成17年8月23日から 平成17年9月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	濱 川 浩 三				

収 入

その他の収入	1,125,564円
今 回 計	1,125,564
総 計	1,125,564

支 出

人件費	557,803円
通信費	13,120
交通費	155,814
印刷費	75,600
文具費	49,134
食糧費	114,734
雑 費	20,911

今 回 計	987,116
総 計	987,116

報告書受理年月日	平成17年9月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	塩 崎 恭 久	所属党派	自由民主党	期 間 平成17年8月10日から 平成17年9月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	石 原 実				

収 入

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)
自由民主党		11,000,000円
全国社会保険労務士政治連盟		300,000
日本公認会計士政治連盟		1,000,000
日本商工連盟		500,000
四国税理士政治連盟愛媛県支部		500,000

支 出

人件費	3,975,000円
家屋費	3,437,701
選挙事務所費	2,869,042
集会会場費	568,659
通信費	3,333,145
交通費	920,659
印刷費	3,855,280

全国軽自動車協会連合会	300,000	広告費	2,399,836	
T.K.C全国政経研究会	1,000,000	文具費	219,801	
日本薬剤師連盟	1,000,000	食糧費	112,168	
全国美容政治連盟	1,000,000	雑費	597,134	
日本自動車販売協会連合会	500,000			
日本薬業政治連盟	500,000			
愛媛県医師連盟	1,000,000			
愛媛県歯科医師連盟	300,000			
日本弁護士政治連盟	100,000			
富田 佳 成	会社員	120,000		
新田 勇 紀	会社員	120,000		
三宅 秀 則	会社員	120,000		
安田 浩 平	会社員	120,000		
行本 俊 介	会社員	120,000		
原 俊 司	無職	120,000		
田村 千 鶴	無職	120,000		
古泉 幸 恵	無職	120,000		
田中 愛 子	無職	120,000		
村上 浩 子	無職	120,000		
弓岡 貴 子	無職	120,000		
門田 英一郎	無職	120,000		
米田 太 一	無職	120,000		
今回計		20,560,000	今回計	18,850,724
総計		20,560,000	総計	18,850,724

報告書受理年月日

平成 17 年 9 月 26 日

第 1 回 報 告 分

候補者氏名	田中克彦	所属党派	日本共産党	期 間 平成17年8月10日から 平成17年9月24日まで	第1回分
出納責任者氏名	藤 堂 賢 太 郎				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	216,000円
日本共産党中予地区委員会		1,635,075円	選挙事務所費	216,000
			通信費	57,068
			印刷費	715,000
			広告費	420,075
			文具費	31,118
			食糧費	131,781
			雑費	45,210
今回計		1,635,075	今回計	1,616,252
総計		1,635,075	総計	1,616,252

報告書受理年月日

平成 17 年 9 月 26 日

第 1 回 報 告 分

候補者氏名	玉井 彰	所属党派	民主 党	期 間 平成17年8月10日から 平成17年9月16日まで	第1回分
出納責任者氏名	兵 頭 伸 次				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,200,000円	
民主党		8,000,000円	家屋費	292,554	
民主党愛媛県第1区総支部		100,000	選挙事務所費	292,554	
			通信費	100,820	
			交通費	11,427	
			印刷費	3,188,692	
			広告費	2,040,161	
			文具費	18,135	
			食糧費	339,073	
			雑 費	133,748	
今 回 計		8,100,000	今 回 計	7,324,610	
総 計		8,100,000	総 計	7,324,610	

報告書受理年月日	平成17年9月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	野口 仁	所属党派	社会民主党	期 間 平成17年8月22日から 平成17年9月10日まで	第1回分
出納責任者氏名	西 川 恵 夫				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	1,500,000円	
野口仁後援会		4,000,000円	家屋費	80,000	
社会民主党愛媛県連合		150,000	選挙事務所費	80,000	
			通信費	13,000	
			交通費	2,290	
			印刷費	895,890	
			広告費	592,050	
			文具費	9,848	
			食糧費	138,894	
			雑 費	35,490	
今 回 計		4,150,000	今 回 計	3,267,462	
総 計		4,150,000	総 計	3,267,462	

報告書受理年月日	平成17年9月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

第2区

候補者氏名	越智 啓 治	所属党派	日本共産党	期 間 平成17年8月25日から 平成17年9月22日まで	第1回分
出納責任者氏名	森 眞 一				

収 入	支 出
-----	-----

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	30,000円
日本共産党中予地区委員会		1,454,819円	選挙事務所費	30,000
日本共産党今治市委員会		30,000	通信費	18,782
			交通費	8,126
			印刷費	688,819
			広告費	327,000
			文具費	34,758
			食糧費	19,150
			休泊費	62,200
今回計		1,484,819	今回計	1,188,835
総計		1,484,819	総計	1,188,835

報告書受理年月日

平成17年9月26日

第1回報告分

候補者氏名	齊藤政光	所属党派	民主党	期 間 平成17年8月8日から 平成17年9月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	今井 薫				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	95,000円
齊藤政光後援会		3,000,000円	家屋費	389,742
高木喜久加	商 業	300,000	選挙事務所費	389,742
民主党本部		5,000,000	通信費	56,695
			交通費	539,689
			印刷費	4,889,276
			広告費	2,061,375
			文具費	84,582
			食糧費	133,482
			休泊費	64,000
			雑 費	408,126
その他の寄附	1件	10,000	今回計	8,721,967
その他の収入		500,000	総計	8,721,967
今回計		8,810,000		
総計		8,810,000		

報告書受理年月日

平成17年9月26日

第1回報告分

候補者氏名	村上誠一郎	所属党派	自由民主党	期 間 平成17年8月9日から 平成17年9月15日まで	第1回分
出納責任者氏名	二宮 早志				

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	4,320,000円
吉野俊昭	医 師	300,000円	家屋費	507,889
自由民主党愛媛県第二選挙区支部		8,000,000	選挙事務所費	447,239
			集会会場費	60,650

通信費	419,760
交通費	213,802
印刷費	2,332,301
広告費	715,625
文具費	208,744
食糧費	541,981
宿泊費	11,670
雑 費	32,740
今 回 計	9,304,512
総 計	9,304,512

その他の収入	5,000,000
今 回 計	13,300,000
総 計	13,300,000

報告書受理年月日	平成 17 年 9 月 22 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

第3区

候補者氏名	一 色 一 正	所属党派	日本共産党	期 間 平成17年8月8日から 平成17年9月15日まで 第1回分
出納責任者氏名	植 木 正 勝			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	120,620円
日本共産党東予地区委員会		2,600,000円	選挙事務所費	100,000
			集会会場費	20,620
			通信費	9,289
			交通費	4,720
			広告費	115,000
			文具費	44,958
			食糧費	2,070
今 回 計		2,600,000	今 回 計	296,657
総 計		2,600,000	総 計	296,657

報告書受理年月日	平成 17 年 9 月 26 日	第 1 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

候補者氏名	小 野 晋 也	所属党派	自由民主党	期 間 平成17年8月10日から 平成17年9月22日まで 第1回分
出納責任者氏名	石 川 勉			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	3,642,893円
自由民主党愛媛県第三選挙区支部		8,615,518円	家屋費	853,900
			選挙事務所費	763,200
			集会会場費	90,700
			通信費	192,412
			交通費	331,681
			印刷費	1,869,776
			広告費	916,620

文具費	275,927
食糧費	292,578
休泊費	101,300
雑費	138,431

今回計	8,615,518	今回計	8,615,518
総計	8,615,518	総計	8,615,518

報告書受理年月日	平成17年9月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

候補者氏名	高橋 剛	所属党派	民主 党	期 間 平成17年8月9日から 平成17年9月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	合 田 陽 子				

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	4,360,000円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	258,960
民主党愛媛県第3区総支部		2,500,000円	選挙事務所費	258,960
高橋剛を応援する会		3,000,000	通信費	98,570
民主党		5,000,000	交通費	599,598
			印刷費	4,568,504
			広告費	2,188,941
			文具費	44,393
			食糧費	477,223
			休泊費	23,000
			雑費	224,393
今回計		10,500,000	今回計	12,843,582
総計		10,500,000	総計	12,843,582

報告書受理年月日	平成17年9月26日	第1回報告分
----------	------------	--------

第4区

候補者氏名	浜口金也	所属党派	民主 党	期 間 平成17年8月3日から 平成17年9月14日まで	第1回分
出納責任者氏名	福 島 秀 吉				

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	1,468,440円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	217,063
民主党		8,000,000円	選挙事務所費	217,063
			通信費	33,535
			交通費	290,308
			印刷費	3,187,789
			広告費	1,895,261
			文具費	31,243
			食糧費	284,414
			雑費	72,273

その他の寄附	2件	2,050		
今回計		8,002,050	今回計	7,480,326
総計		8,002,050	総計	7,480,326

報告書受理年月日

平成17年9月26日

第1回報告分

候補者氏名	山本公一	所属党派	自由民主党	期間 平成17年8月8日から 平成17年9月22日まで 第1回分
出納責任者氏名	新津昌雄			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
自由民主党愛媛県第四選挙区支部		5,215,000円	人件費	3,278,000円
自由民主党本部		5,000,000	家屋費	555,250
			選挙事務所費	335,800
			集会会場費	219,450
			通信費	167,380
			交通費	721,705
			印刷費	2,888,244
			広告費	929,786
			文具費	50,161
			食糧費	627,780
			休泊費	642,819
			雑費	457,564
今回計		10,215,000	今回計	10,318,689
総計		10,215,000	総計	10,318,689

報告書受理年月日

平成17年9月22日

第1回報告分

候補者氏名	山本弘志	所属党派	日本共産党	期間 平成17年8月20日から 平成17年9月26日まで 第1回分
出納責任者氏名	徳内厚美			

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
日本共産党南予地区委員会		1,188,035円	家屋費	120,000円
			選挙事務所費	120,000
			印刷費	740,960
			広告費	327,075
今回計		1,188,035	今回計	1,188,035
総計		1,188,035	総計	1,188,035

報告書受理年月日

平成17年9月26日

第1回報告分

○愛媛県選挙管理委員会告示第79号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成17年11月25日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成17年 9月11日執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
第1区 24,862,100円
第2区 25,814,800円

3 報告書の要旨

第1区

候補者氏名	岡 靖	所属党派	無 所 属	期 間 平成17年 9月27日から 平成17年10月22日まで	第2回分
出納責任者氏名	済 川 浩 三				

収 入		支 出	
その他の収入	51,421円	通信費	49,145円
今 回 計	51,421	交通費	17,584
前 回 計	1,125,564	広告費	95,000
総 計	1,176,985	文具費	28,140
今 回 計	51,421	今 回 計	189,869
前 回 計	1,125,564	前 回 計	987,116
総 計	1,176,985	総 計	1,176,985

報告書受理年月日	平成 17 年 10 月 28 日	第 2 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

候補者氏名	塩 崎 恭 久	所属党派	自由民主党	期 間 平成17年10月 8日から 平成17年10月12日まで	第2回分
出納責任者氏名	石 原 実				

収 入		支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業) (寄附額) 2,500,000円	通信費	902,545円
廿一世紀問題懇話会		印刷費	1,932,000
今 回 計	2,500,000	文具費	1,515,599
前 回 計	20,560,000	雑 費	1,365
総 計	23,060,000	今 回 計	4,351,509
		前 回 計	18,850,724
		総 計	23,202,233

報告書受理年月日	平成 17 年 10 月 17 日	第 2 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

候補者氏名	玉 井 彰	所属党派	民 主 党	期 間 平成17年10月 6日から 平成17年10月 6日まで	第2回分
出納責任者氏名	兵 頭 伸 次				

収 入	支 出
-----	-----

		通信費	45,741円
今 回 計	0円	今 回 計	45,741
前 回 計	8,100,000	前 回 計	7,324,610
総 計	8,100,000	総 計	7,370,351

報告書受理年月日	平成 17 年 10 月 14 日	第 2 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

第 2 区

候補者氏名	越 智 啓 治	所属党派	日 本 共 産 党	期 間 平成17年11月7日から 平成17年11月7日まで 第2回分
出納責任者氏名	森 真 一			

収 入		支 出	
		家屋費	30,000円
		選挙事務所費	30,000
今 回 計	0円	今 回 計	30,000
前 回 計	1,484,819	前 回 計	1,188,835
総 計	1,484,819	総 計	1,218,835

報告書受理年月日	平成 17 年 11 月 14 日	第 2 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------

候補者氏名	村 上 誠 一 郎	所属党派	自 由 民 主 党	期 間 平成17年9月27日から 平成17年10月1日まで 第2回分
出納責任者氏名	二 宮 早 志			

収 入		支 出	
		家屋費	389,300円
		選挙事務所費	389,300
		通信費	102,794
		広告費	315,630
		雑 費	21,829
今 回 計	0円	今 回 計	829,553
前 回 計	13,300,000	前 回 計	9,304,512
総 計	13,300,000	総 計	10,134,065

報告書受理年月日	平成 17 年 10 月 3 日	第 2 回 報 告 分
----------	------------------	-------------

○愛媛県選挙管理委員会告示第80号

平成17年9月11日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成17年11月25日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 藤 山 薫

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成17年9月11日執行

衆議院小選挙区選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

第2区 25,814,800円

3 報告書の要旨

第2区

候補者氏名	村上 誠一郎	所属党派	自由民主党	期 間 平成17年10月6日から 平成17年10月11日まで	第3回分
出納責任者氏名	二 宮 早 志				

収 入

支 出

今 回 計	0円	今 回 計	1,502,003
前 回 計	13,300,000	前 回 計	10,134,065
総 計	13,300,000	総 計	11,636,068

報告書受理年月日	平成 17 年 10 月 12 日	第 3 回 報 告 分
----------	-------------------	-------------